

## 守秘義務契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）とバイヤーズ株式会社 営業支援センター事業（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して開示する、相談資料の記載情報や口頭での相談内容に関し、下記条項により、この守秘義務契約を締結する。

### 記

#### 第1条（秘密保持義務）

乙は、委託業務に関し、甲から提供された顧客情報、商品情報、マーケティング情報等の情報で、次の各号に定める情報を除いたすべての情報（以下「甲の提供情報」をいう。）に関しては、厳重に秘密を保持するものとする。なお、甲は、甲の提供情報を乙に提供するに際して、事前に関係当事者の承認等を得る必要がある場合には、自らの責任で、所要の手続を行ったうえで、これを提供するものとする。

- （1） 甲から開示等を受けた後に、乙の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- （2） 甲から開示等を受ける前に、既に乙が取得等していた情報
- （3） 甲から開示等を受ける前に、既に公知となっていた情報
- （4） 甲から開示等を受けた情報によらず、乙が独自に取得等した情報
- （5） 乙が第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- （6） 法令等に基づき開示等を求められた情報

#### 第2条（管理）

1. 乙は、甲の提供情報を委託業務のためにのみ使用するものとし、その漏洩または盗用等が生じないように厳重に管理するものとする。
2. 乙は、甲の事前の承認なく、甲の提供情報を複製等したり、第三者に貸与・譲渡等をしてはならない。
3. 甲から、甲の提供情報について、消去または廃棄の依頼がある場合、乙は、速やかに消去または廃棄するものとする。

#### 第3条（業務の委託）

乙は、委託業務の全部または一部について、相当と認める第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該第三者による業務遂行についての監督責任を負うものとする。

#### 第4条（事故の通知）

乙は、甲の事前の承認を得ないで、甲の提供情報の一部または全部を開示等したことが判明した場合には、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

#### 第5条（損害の賠償）

乙は、この契約の規定に反して甲の提供情報を開示等し、または不正に使用することで、甲に生じた損害を賠償する。

#### 第6条（協議解決）

本契約書に定めない事項については、甲乙信義に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に努めるものとする。

第7条（有効期間）

本契約は、この契約締結の日から効力を有するものとする。

第8条（契約終了後の措置）

本契約の終了後においても、第1条、第2条、および第4条の規定は、なお有効に存続するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有する。

平成 年 月 日

住所  
甲：会社名  
代表者名

住所 東京都練馬区桜台6-25-7  
乙：会社名 バイヤーズ株式会社  
代表者名 代表取締役 登内 芳也